

# フォルテ・ガーデン自治会 会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、以下に挙げるような地域的な共同活動を行うことにより、「より安全で美しく快適な街づくり」、「心豊かで人に優しい街づくり」を目指し、地域社会発展に資することを目的とする。

- 一 区域内の住民相互の連絡・情報伝達
- 二 美化・清掃等区域内の環境整備
- 三 集会施設の維持管理

### (名称)

第2条 本会は、フォルテ・ガーデン自治会と称する。

### (区域)

第3条 本会の区域は、別紙「土地利用計画平面図」から、第4-A、4-B、4-C-1、4-C-2、4-C-3、4-D-1、4-D-2、4-D-3、4-D-4、4-D-5、4-E 工区を区域とする。

### (主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、自治会館（山手台東3丁目29番12号）に置くものとする。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

### (班等の構成)

第6条 班の数および構成は別紙に定める。

### (会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

### (入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、別に定める入会申込書を会長に提出することで、本会に入会することができる。

2 本会は、前項の入会申込があった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### (退会等)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 一 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 二 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 三 規定第10条に定める年会費を規定第12条に定める期日までに支払われず、自治会からの通知後も支払う意思がない場合

2 会員が死亡し、または失踪宣言を受けたときはその資格を喪失する。

### 第3章 役員等

(役員等の種別)

第10条 本会に次の役員等を置く

- 一 会長 1人
- 二 副会長 若干名
- 三 会計 若干名
- 四 幹事 若干名
- 五 副幹事 若干名
- 六 監査 若干名
- 七 班長 若干名

2 会長、副会長、会計、幹事、副幹事、監査を役員という。

(役員等の選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選出する。役員の出選手続きは、別途定める規定に従う。

2 監査と会長、副会長およびその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

3 国会、兵庫県議会および宝塚市議会の議員は、会長になれない。

4 自治会役員会の健全な運営に障害を及ぼす言動があり、これを改めない役員等に対しては、役員会の過半数の合意を以って役務を解任することができる。

(役員等の職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって後任の会長を選出するまでの間、その職務を代行する。

3 会計は本会の運営および活動に伴う経理を管理、記録し、総会に決算報告をする。

4 幹事は本会の下部組織である部会長を担当し、運営方針の策定と審議を総括し、役員会において提案する。

5 副幹事は部会において幹事を補佐する。

6 監査は、次に掲げる業務を行う。

一 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

二 会長、副会長およびその他の役員の仕事執行を監査すること。

三 会計および資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときには、これを総会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

7 班長は役員会に出席し、本会の運営方針の策定と審議に参画する。また役員会における審議・連絡事項を、班を構成する会員に伝達すると共に、必要に応じて班を構成する会員の意見・要望を取りまとめる。

(役員等の任期)

第13条 役員の仕事任期は原則1年とし、次期役員が総会で選出された時点で終了する。ただ

し再任を妨げない。

2 班長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は連続して2期を越えて就くことはできない。

## 第4章 顧問

(顧問)

第14条 顧問は、必要に応じて、役員会の承認を経て、会長が委嘱する。

2 顧問は、自治会の運営に必要な事項について、会長の諮問に応じるものとする。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の二種類とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後、原則4月末までに開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 役員会の議決があったとき。

三 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

四 第12条第6項第四号の規定により監査から請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第三号および四号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 23 条 会員は、総会において各々一箇の表決権を有する。ただし次の事項以外については、会員の表決権は、会員の所属する世帯で一箇の表決権を有するものとする。

- 一 会員の財産や権利の侵害および危惧のある事項
- 二 地域環境の重大な変化に関する事項
- 三 会員の権利に関する会則の改定に関する事項

(総会の書面表決権等)

第 24 条 止むを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 21 条、第 22 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時および場所
- 二 会員の現在数および出席者数（書面表決権者および表決委任者を含む）
- 三 開催目的、審議事項および議決事項
- 四 議事の経過の概要およびその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名しなければならない。

## 第 6 章 役員会

(役員会の構成)

第 26 条 役員会は、監査を除く役員等をもって構成する。ただし、会長が必要と認める場合はその限りではない。

(役員会の権能)

第 27 条 役員会はこの会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に提出する議案
- 二 総会議決事項の具体化の協議、決定
- 三 その他必要事項

(役員会の招集等)

第 28 条 役員会は、原則として 2 か月に 1 回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示し、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 29 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第 30 条 役員会には、第 21 条、第 22 条、第 24 条および第 25 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 31 条 本会の資産は、次の号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 自治会費
- 三 寄附金収入
- 四 その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 本会の資産・収入金は、会長および会計が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 33 条 本会の資産は 31 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の 4 分の 3 以上議決を要する。

(経費の支弁)

第 34 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 35 条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、第 18 条の議決をもって定めるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第 36 条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査による監査を受け、毎会計年度終了後、原則 4 月末までに総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 37 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第 38 条 本会会則の改廃は、役員等または会員からの要請に基づき、その要否を役員会において審議し、決定する。改正等の原案は、役員または役員会が別途選任した専門部会が

作成し、役員会が検討した後に総会において議決する。ただし、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ認可地縁団体となった以降は、宝塚市の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 39 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 40 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付することができる。

## 第 9 章 雑則

(備付帳簿および書類)

第 41 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可および登記に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

(細則の決定)

第 42 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については別途規定で定める。なお、規定の改定については役員会で決定する。

(個人情報保護)

第 43 条 自治会活動に要する情報として得た個人情報を自治会活動以外の目的で使用してはならない。

2 自治会会員情報の第三者への開示は原則として認めない。例外として事前に本人の同意を得ているものに限り、役員会の承認を得た場合は第三者への開示ができるものとする。

3 自治会内部における個人情報の提供については、その目的に応じ必要最小限のものとし、役員会議事録に情報提供の経緯等を記録するものとする。

## 附則

1 この会則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画および予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 36 条の規定にかかわらず、令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

4 この会則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行とする。